保育園(所)・こども園(長時間)退園届

令和　　年　　月　　日

台 東 区 長　　殿

保 護 者　住 所

氏 名

下記のとおり、退園(所)したいのでお届けします。

退 園 年 月 日	令和　　年　　月　　日		
保育園・こども園名	保育園(所)・こども園		
児 童 氏 名	生 年 月 日	年齢	摘　　要
1.	令和　　年　　月　　日生	才	
2.	令和　　年　　月　　日生	才	
3.	令和　　年　　月　　日生	才	
退 園 理 由			
□区外転出のため	転出年月日	令和　　年　　月　　日	
	転出先住所	〒　　－	
	転出先 電話番号		
	転出後の保育について □　現在の保育園に引き続き在園を希望する。 □　転出先自治体の保育園に入園を希望するが、新たな施設が決まるまでは、引き続き在園を希望する。 ※　裏面を必ずご確認ください。 □　その他（　　）		
□家庭保育するため			
□その他			

課　長	係　長	担　当

園　長	

区外に転出する場合の注意点

現在の保育園に引き続き在園を希望する場合

転出日の属する年度末までは、現在の保育園を引き続き利用することが可能です。

転出の日から（月の途中の場合は転出の翌月１日から）は、転出先の自治体において保育の必要性の認定・保育料の決定等を行いますので、次のとおり手続きをしてください。

（１） 台東区民としては一旦退園となるため、「退園届」を提出してください。
（２） 台東区の認定証がお手元にある場合は、保育課に返還、または破棄してください。
（３） 転出先自治体のお子さまとして台東区の保育園に通うための手続き（認定申請・利用申請等）を、転出先自治体の保育園入園窓口で必ず行ってください。

在勤者の場合

父母のどちらかが「台東区内在勤者」については、翌年度以降も継続して在園が可能ですが、毎年度ごとに転出先の自治体を通じて、継続手続きの申請が必要となります。

※「台東区内在勤者」とは、勤務地が台東区内であり、翌年度以降もその勤務先での勤務が見込まれる場合をいいます。「就労内定」の場合は含まれません。
「職場の異動」「職場を退職」などにより、台東区内で勤務ができない状態になった場合には、事実が判明した月の月末で退園となります。

転出先自治体の保育園に入園を希望する場合

転出先自治体に直接お申し込みください。必要な書類や締切日は各自治体にご確認ください。なお、自治体により取り扱いが異なるため、利用できない場合もあります。